

京都府立大学施設整備基本計画策定等業務

業務概要書

業務の内容

事業者（以下「乙」という。）は、以下の各号に定めるところにより、業務を行うこと。
乙は京都府公立大学法人（以下「甲」という。）から求めがあった時は、その業務内容について報告する義務を負うものとし、甲の指示に従うものとする。また、大学の担当者と十分な連携の下、業務を行うものとする。

1 整備の基本方針の策定

整備基本方針の検討

2 基本計画の策定

(1) 施設内容、規模の整理

各学科にヒアリングを実施し、基本計画検討のための必要な施設の内容、規模について条件リストの作成、各部屋ごとの必要面積、必要性の整理

(2) 建物毎の配置計画の作成

配置図素案の作成、各学科ヒアリングの実施、ヒアリング結果を受けたプランの修正

(3) 概算工事費の算出

基本設計費、実施設計費及び工事施工費の概算資料の作成

3 施設整備基本計画の作成

整備年次計画、施設配置図、移行計画図、整備計画のイメージ、設備計画（情報設備・機器整備計画を含む）、動線計画、整備計画後の断面構成、基本計画平面図（1/500）、各部屋ごとの整備面積表（必要性含む）、工程別動線計画及び整備スケジュール

4 施設整備に係る学内検討組織の運営補助

本学に設置する「施設整備委員会」及び「学内ワーキンググループ」（2グループ以上）における会議資料の作成支援、議事録の作成

5 計画取りまとめ

上記を踏まえ、令和4年10月上旬を目途に中間取りまとめを行う。施設整備委員会（学内ワーキンググループ含む）の開催結果等を踏まえ施設整備基本計画を取りまとめる。

中間取りまとめにおいては、概算工事費、施設配置図、整備スケジュール、基本計画平面図（1/500）、各部屋ごとの整備面積表（必要性含む）を作成するものとする。

6 その他

基本計画策定に当たっては、令和3年度に本学で策定した京都府立大学整備構想に基づき本学の下鴨及び精華の両キャンパスについて作成するものとする。